

国際化検討会ヒアリング資料

平成 14 年 4 月 22 日

弁護士 牛 島 信

「弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働について」

1 特定共同事業について

別紙 1、2 御参照

2 実務的アプローチ

(1) 依頼者との関係からみた弁護士「業務」

-----ワン・ストップと時代の要請

法律家という区切りの意味

(2) 法律家同士の関係からみた弁護士「業務」

(3) 現在の需要からみた弁護士「業務」と「法律事務」

(4) 将来における日本人ビジネス・ローヤーの可能性

(外弁法上の)特定共同事業

平成14年 4月22日
弁護士 牛島 信

1. これ迄の経緯

(1) 特定共同事業制度は、平成6年に創設された。

その際の日弁連の基本原則は、

独立

日弁連の監督

日本法の取り扱い禁止

の3点であった。

(2) 共同作業の諸形態

個別事件ごとの提携

継続的提携関係

共同使用(単に事務所スペースを共同で使用するものから、経費共同まで)

特定共同事業

共同経営(パートナーシップ)

(3) 特定共同事業制度の変遷

当初の制度(平成6)

訴訟等一定の業務を除く国際的事案の処理より得る収益の分配

但し、外弁の職務範囲についての変更ではない

平成10年の法改正

渉外的要素を有する法律事件について、包括的・総合的な協力関係に基づく法律サービスを、最終的な解決に至るまで、即ち訴訟等の争訟案件を含めて、対象にした。

但し、外弁の職務範囲については、第三国法について一部変更があったが、日本法を取り扱い対象としないことについては、変更無し

対象になっていない分野

渉外性の無い日本法の案件(争訟のあるものであると、契約案件であるとを問わない)

2. 現在の論点

- (1) 渉外性の無い日本法の案件（争訟性のあるものであると、契約案件であることを問わない）を、特定共同事業の目的に加えるべきか
- (2) 特定共同事業ではなく、国際的なパートナーシップとすべきか

3. 各関係機関等の見解についての筆者の理解

- (1) 規制改革推進3か年計画（平成14年3月29日閣議決定）

日本法・外国法を含む包括的、総合的な法律サービスを、国民・企業が受け得る環境を整備する観点から、あらゆる事案について、外弁と日弁による包括的、総合的な協力関係に基づく法律サービスの提供ができるよう、司法制度改革審議会意見書をも踏まえて、特定共同事業の目的に関する規制を見直すなど所要の措置を講ずる

- (2) 司法制度改革審議会意見書

国際的議論もにらみつつ、利用者の視点から、また日弁と外弁等との提携・協働を積極的に推進する見地から要件緩和等を行うべきである

- (3) ACCJの見解

渉外的取引実務につき、総合的助言を行えるという、競争上有利な立場を現在享受しているのは少数の日弁連会員であるとし、渉外的法律実務についての、総合的助言の出来るパートナーシップが認められるべきである。具体的には、外弁法49条の2を廃止し、雇用を含めて、「外国弁護士」と日弁は相互に自由に提携できるようにすべきである。

また、外弁が弁護士法27条の目的上完全な法曹資格を有すること、事務を除いて、外国法弁護士とする。

- (4) USTRの見解

法律事務を、輸出物としても米国輸出業者の手段としても重要なものと位置付けている。

日本に外国弁護士と弁護士とが協働の形態を自ら決定できるようにしなければならないことを示すために、米国は、最優先事項として、パートナーシップ及び雇用に関する規制の撤廃を行った。

特定共同事業は、98年の改正にもかかわらず、少数の外国の事務所が行っているのみで、かつそれら事務所も困難に直面している。

(5) 米国政府の見解

特定共同事業は少数(a few)の外国法律事務所が使用しているが、事業メンバーの職務範囲が人工的に分離され、包括的助言が出来ない。

(6) EU委員会の見解

依頼人は、一つの統合された国際的法律事務所からの助言を得たいと期待している。

しかし、共同事業活動の範囲は大変狭い

その結果、助言の範囲について過剰に慎重な取り扱いが要求され、弁護士と外国弁護士の助言の間に人工的な区分を生じさせる。

また、弁護士が、外弁事務所の、パートナーでも被雇用者でもあると示唆しないよう過度の注意を払わなければならない。例えば、独立会計を維持したり、場合により別個の請求書を出し、また第三国法に関して提供した助言の証拠を保持しなくてはならず、さらに特定共同事業下にある弁護士への報酬の条件の提示も、親会社から外弁に対するものとは異なったものになっている。

外国法律事務所のうち四分の一、10件のみに過ぎない。(筆者注：平成14年4月8日現在23件となっている)

4. まとめ

(1) 職務範囲と共同事業の対象についての誤解があると思われる点

外弁の職務範囲が日本法を含まないことには、全く異論が無く、この点については国際的にも当然の前提とされていて異論をみない。

特定共同事業であろうと国際的なパートナーシップであろうと、このことに変更をするということは、資格制度を前提とするかぎり、ありえない。

この前提があるが故に、外弁の間接的な日本法への関与を意味する雇用が許されないのであり、その潜脱となりうる国際的なパートナーシップが出来ないこととされているのである。

規制改革推進3か年計画にいう「包括的、総合的な法律サービス」、外弁と弁護士の「包括的、総合的な協力関係」や、司法制度改革審議会意見書にいう外弁と弁護士の「提携・協働を積極的に推進する見地」というものも、この職務権限を前提としている。

従って、ACCJのいう「総合的助言の出来るパートナーシップ」というものも、それが職務権限の拡大を意味するとは思われない。

また、米国政府のいう、「事業メンバーの職務範囲が人工的に分離され、包括的助言が出来ない」ということも、特定共同事業のメンバーたる外弁の法曹資格そのものが弁護士に比べて一部に過ぎないのであるから、当然のことに過ぎず、

その意味することは、複数の異なる資格をもつ有資格者の「事務所」を単位としてのことと思われる。

EU委員会のいう「弁護士と外国弁護士との助言の間に人工的な区分を生じさせる」というのも、また同様であろう。

(2) 特定共同事業の課題

特定共同事業は、二つの事務所が一つの事業を共同して行うものであり、組合契約等に基づいて行われることが法律上も予定されているから、いわゆる国際的なパートナーシップとの違いは、名称、渉外性の無い日本法の案件からの収益の外弁事務所への分配、外国弁護士で外弁でないものとのパートナーシップの可否ということになる。

名称については、特定共同事業を営む弁護士事務所と外弁事務所とが別々の事務所である以上、その要部において共通するような、すなわち同一の事務所であるかのような誤導的名称となる名称を付することはあり得ないこととなる。

渉外性の無い日本法の案件からの収益の外弁事務所への分配は、既に職務権限と収益の分配とは別個のものとなっているのだから、特定共同事業の目的にこのような案件を追加することは、想定可能である。

この目的の問題は、前回の外弁法改正の際に広汎に議論されて解決されているのであり、改正の前提となった外国弁護士問題研究会報告書（平成9年）においても、渉外的要素を有する法律的事件であっても共同の事業の目的となし得ないものが少なからず存する点、適用法が錯綜し紛争解決手段も流動的である点等を認定した上で、依頼者や外弁のそれぞれの立場からの分析を経て、「包括的・総合的な協力関係に基づく法律サービスを、最終的な解決に至るまで、すなわち訴訟事務、行政手続きに至るまで一貫して提供し得るような制度」として、法改正が行われたのである。そして、この報告書においても、外弁の職務範囲が変わるものではないことが注記されている（報告書20、21頁）。

国際的なパートナーシップの問題は、次の日弁連の監督も問題と関係するので、次項で扱う。

(3) 日弁連の監督の問題

外弁と弁護士のパートナーシップは、それ自体観念上は想定可能であるものの、弁護士の独立性をどのように確保するのか、という問題の他、現状の外弁事務所の実態が本店事務所の日本支店として実質的に機能している面のあることから、外弁と弁護士のパートナーシップは、直ちに外弁の所属する本国の所属事業体等と弁護士とのパートナーシップとなってしまうかねない、という問題がある。

これは、本国の所属事業体が弁護士とのパートナーシップを通じて日本で法律

事務を営むということであり、従って、この本国の所属事業体にどのように日弁連の監督を及ぼすことが出来るか、ということについての適正な解決無しには実行することが出来ない。

その為の具体的な案としては、本国の所属事業体の一部のパートナーのみで日本に於けるパートナーシップの為の別個のパートナーシップを創成し、そのメンバーが日弁連の会員になるとともに当該一部のパートナーの組成するパートナーシップが弁護士との国際的なパートナーシップを構成するなどといった方法が考えうるが、実効性のある日弁連の監督のためには、さらに検討が必要である。

なお、日弁連の監督に関しては、その実効性を担保出来るような制度改革が検討されなくてはならない。特定共同事業を巡っては、例えば弁護士事務所の名称の問題が発生しているところであるが、その調査を巡って、現状では到底監督の実を挙げることは期待しがたいという意見もあり、外弁広告規程 11 条以下（別紙 2 参照）を参考にした調査に関する規則の制定が必須である。

(4) 弁護士の独立性の問題

以上と関連して、またそれ自体として、弁護士の独立性とどのように担保することが出来るのかを、現実の弁護士と一部外国の巨大事務所との状況を踏まえて検討しなければならない。そして、この際には、将来の課題の一つである MDP においても通用するルール作りでならないことは勿論である。

以 上

弁護士の業務広告に関する規程

(平成12年3月24日 会規第44号)

(目的)

第一条 この規程は、日本弁護士連合会会則第二十九条の二第二項に基づき、弁護士の業務広告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の定義)

第二条 この規程における広告とは、弁護士が自己又は自己の業務を他人に知らせるために行う情報の伝達及び表示行為であって、顧客又は依頼者となるように誘引することを主たる目的とするものをいう。

(禁止される広告)

第三条 弁護士は、次の広告をすることができない。

- 一 事実に合致していない広告
- 二 誤導又は誤認のおそれのある広告
- 三 誇大又は過度な期待を抱かせる広告
- 四 特定の弁護士若しくは外国法事務弁護士又は法律事務所若しくは外国法事務弁護士事務所と比較した広告
- 五 法令又は本会若しくは所属弁護士会の会則及び会規に違反する広告
- 六 弁護士の品位又は信用を損なうおそれのある広告

(表示できない広告事項)

第四条 弁護士は、次の事項を表示した広告をすることができない。

- 一 訴訟の勝訴率
- 二 顧問先又は依頼者。ただし、顧問先又は依頼者の書面による同意がある場合を除く。
- 三 受任中の事件。ただし、依頼者の書面による同意がある場合及び依頼者が特定されずかつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除く。
- 四 過去に取扱い又は関与した事件。ただし、依頼者の書面による同意がある場合及び広く一般に知られている事件又は依頼者が特定されない場合で、かつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除く。

(訪問等による広告)

第五条 弁護士は、面識のない者(現在及び過去の依頼者、友人、親族並びにこれらに準じる者以外の者をいう。以下同じ。)に対し、訪問又は電話による広告をしてはならない。

(特定の事件の勧誘広告)

第六条 弁護士は、特定の事件の当事者及び利害関係者で面識のない者に対して、郵便又はその他これらの者を名宛人として直接到達する方法で、当該事件の依頼を勧誘する広告をしてはならない。ただし、公益上の必要があるとして所属弁護士会の承認を得た場合についてはこの限りでない。

(有価物等供与の禁止)

第七条 弁護士は、広告の対象者に対し、社会的儀礼の範囲を超えた有価物等の利益を供与して広告をしてはならない。

(第三者の抵触行為に対する協力禁止)

第八条 弁護士は、第三者が弁護士の業務に関して行う情報の伝達又は表示行為でこの規程に抵触するものに対し、金銭その他の利益を供与し、又はこれに協力してはならない。

(広告をした弁護士の表示)

第九条 弁護士は、広告中にその氏名及び所属弁護士会を表示しなければならない。

2 弁護士が共同して広告をするときは、代表する者一名の氏名及びその所属弁護士会を表示することをもって足りる。

(広告であることの表示) 第十条 弁護士が、郵便又はこれに準ずる方法により、面識のない者に対し直接配布する広告物については、封筒の外側又は広告物の表側若しくは最初の部分に、広告であることを表示しなければならない。

(保存義務)

第十一条 広告をした弁護士は、広告物又はその複製、写真等の当該広告物に代わる記録及び広告をした日時、場所、送付先等の広告方法に関する記録並びに第四条第二号ないし第四号の同意を証する書面を当該広告が終了したときから三年間保存しなければならない。

(違反行為の排除等)

第十二条 弁護士会は、所属弁護士に対し、必要があると認めるときは、前条の記録等の提出を求め、その他広告に関する調査を行うことができる。

2 弁護士は、前項の調査に協力しなければならない。

3 広告が第三条第一号に該当する疑いがあるときは、弁護士会は、広告をした所属弁護士に対して、広告内容が事実と合致していることを証明するよう求めることができる。

4 前項の場合において広告をした弁護士が広告内容につき事実と合致していることを証明できなかったときは、弁護士会は、当該広告が第三条第一号に該当するものとみなすことができる。

5 弁護士会は、この規程に違反した所属弁護士に対し、違反行為の中止、排除若しくはその他の必要な事項を命じ、又は再発防止のための必要な措置をとらなければならない。この場合、弁護士会は、当該弁護士に対し、弁明の機会を与えなければならない。

6 弁護士会は、当該弁護士が前項の命令その他の措置に従わない場合又は当該行為の中止若しくは排除が困難な場合において、当該行為による被害発生防止のため特に必要があるときは、弁護士会が前項の命令その他の措置を行った事実及び理由の要旨を公表することができる。

7 弁護士会は、他の弁護士会の所属弁護士についてこの規程違反の事由があると思料するときは、当該弁護士の所属弁護士会に対し、その旨を通知することができる。この場合、通知を受けた弁護士会は、通知をした弁護士会に対し、当該事案について行った調査及び

措置の内容を報告しなければならない。

8 日本弁護士連合会及び弁護士会は、違反行為の調査及びその排除等に関して相互に協力しなければならない。

(広告の運用指針)第十三条 会長は、この規程の解釈及び運用につき、理事会の承認を得て、指針を定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成十二年十月一日から施行する。

2 弁護士の業務の広告に関する規程(昭和六十二年三月十四日会規第三十一号)は廃止する。